

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

総務部 税務課

1 改正理由

不動産取得税に係る申告手続等に関する規定整備を行うため、千葉県県税条例施行規則（平成19年千葉県規則第37号）の一部を改正しようとするもの。

2 改正内容

不動産取得税の減額の申告等を行おうとする者に提出を義務付けている「売買契約書その他これに類する書類の写し」については、一律に提出を求めなくとも支障がないため、当該書類の提出義務を廃止する。また、あわせて所要の規定の整備を行う。

3 施行予定日

令和6年4月1日

4 その他

所要の経過措置を講じる。